

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課（毎週火・金曜日発行）

目次

人事委員会規則

- | | | | |
|---|--------|-------|---|
| ○地域手当に関する規則等の一部を改正する規則 | 5－1425 | （審査課） | 1 |
| ○公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 10－215 | （同） | 2 |

告 示

- | | | | |
|-------------------------------------|-------|---------|---|
| ○薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指
定の失効 | 第312号 | （医薬安全課） | 3 |
| ○道路の区域の変更 | 第313号 | （道路維持課） | 3 |

公 告

- | | | |
|---------------------------------------|---------|----|
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | （商業流通課） | 3 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出 | （同） | 4 |
| ○土地改良事業計画書の縦覧 | （農地計画課） | 10 |
| ○土地区画整理事業の施行地区の換地処分 | （都市整備課） | 10 |
| ○一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 | （建築指導課） | 11 |
| ○開発行為の許可に基づく工事完了 | （同） | 11 |
| ○中村高等学校始め34校LED照明賃貸借に関する一般競争
入札の実施 | （財務施設課） | 11 |

人事委員会規則

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月二十六日

愛知県人事委員会委員長 入 谷 正 章

愛知県人事委員会規則五十一・四二五

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「府中市」を「立川市 府中市」に改める。

- 1 地域手当に関する規則（平成十八年愛知県人事委員会規則五十九九九）別表東京都の項
- 11 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年愛知県人事委員会規則五十一・三九七）附則別表

東京都の項
附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の各規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月二十六日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

愛知県人事委員会規則一〇一二五

公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年愛知県人事委員会規則一〇一二三）の一部を次のように改正する。

別表東郷町の項中「部長 政策推進監」を「参事 部長 政策推進監」に「専門監 課長」を「課長」に、「人事秘書課課長補佐 会計課課長補佐」を「会計課課長補佐 人事秘書課係長及び秘書係主査」に改め、「総務財政課主査」の下に「（法規審査及び財政担当に限る。）」を加え、「給食センター所長 事務長」を「給食センター所長」に改め、同表豊山町の項中「担当部長 課長 室長 総務課グループ長」を「課長 総務課グループ長 人事秘書課グループ長」に改め、「事務専門員」及び「教育専門員」を削り、同表大口町の項中「会計管理者」を「参事 会計管理者」に「保育長」を「保育長 DX推進室次長」に改め、「（秘書担当に限る。）」を削り、「会計室課長補佐」を「会計室主査」に改め、同表扶桑町の項中「財政管財課統括主査 行政課主査」を「財政管財課主幹（財政担当に限る。） 行政課主査（法規審査担当に限る。）」に改め、同表蟹江町の項中「及び係長」を「、総務係長、職員係長及び財政係長」に、「教育次長」を「教育部長」に改め、同表飛島村の「こども園長」

項中「教育部長 次長」を「教育部長」に改め、同表阿久比町の項中「幼稚園長」を「幼稚園長

卯ノ山児童館管理人

に、「児童発達支援事業所てくてく所長」を「児童発達支援事業所てくてく所長 勤労福祉センター所長」に改め、同表東浦町の項

中「主幹」を「主幹 政策課課長補佐兼係長」に、「財政経営課財政係長」を「財政経営課課長補佐兼財政係長」に改め、同表南知多町の項中「総務課副主幹」の下に「（秘書、人事、給与、服務及び法規審査担当に限る。）」

を加え、同表美浜町の項中「会計課係長」を「地域戦略課財政係長」に改め、同表武豊町の項中「総務課課長補佐 秘書広報課課長補佐」を「総務課課長補佐及び副主幹 人事秘書課課長補佐」に改め、同表幸田町の項中「主幹」を「主幹 専門監」に、「総務課主任主査 出納室室長補佐」を「総務課課長補佐」に改め、

同表設楽町の項中「（秘書、人事、給与、服務、行政監察及び法規審査担当に限る。）」を削り、「財政課課長補佐」の下に「（財政担当に限る。）」を加え、「小学校長 教頭」を「田口共同調理場長

小学校長 教頭」に改め、同表東栄町の項中「総務課総務係長及び財政係長」を「総務課総務係長 政策推進課財政係長」に改め、同表豊根村

の項中

議会の事務部局	事務局長
村長の事務部局	会計管理者 課長 総務課主幹 税務課係長 保育園長 診療所長

を

村長の事務部局	会計管理者 課長 総務課係長 保育園長 診療所長
---------	--------------------------------

に改め、同表名古屋港管理組合の項中「総務課

の」の下に「主任及び」を加え、同表愛知県競馬組合の項中「、行政監察、法規審査、予算及び会計担当」を「及び行政監察担当」に改め、同表公立陶生病院組合の項中「、庶務係長及び秘書係長 人事課係長」を「（施設担当を除く。）及び秘書係主査 人事課係長 財政課管財経理係長」に改め、同表衣浦衛生組合の項中「庶務課庶務係長」を「庶務課係長」に改め、同表知多南部衛生組合の項中「総務課主幹兼総務係長」を「総務課係長」に改め、同表江南丹羽環境管理組合の項中「庶務課主査（秘書、人事、給与、服務、行政監察、法規審査、予算及び会計担当に限る。）」を「庶務課副主幹」に改め、同表海部地区環境事務組合の項中「総務課補佐 出納室補佐」を「主幹」に改め、同表尾三衛生組合の項中「課長 主幹」を「課長」に改め、同表

瀬戸旭看護専門学校組合の項中「会計管理者 事務長」を「事務長 会計管理者 専門員」に改め、「主査」を削り、同表丹羽広域事務組合の項を削り、同表衣浦東部広域連合の項中「、係長及び専門員」を「及び係長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛知県告示第312号

薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年愛知県条例第51号）第12条第1項の規定により、令和8年6月27日次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

- 2- {2- [(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名Methylenedioxynitazene）
- 2- {[4- (2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名Fluetonitazepyrone, N-pyrrolidino-fluetonitazene）
- N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名5-MeO-NiPT）
- 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

愛知県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	飯田富山佐久間線	旧	北設楽郡豊根村富山字水ノ久保16番10地先	A 8.4 ~ 9.7 B 7.8 ~ 12.0	m 0.076 0.048
		新	同	C 9.7 ~ 44.3	0.059

備考 A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス春日井西店
春日井西部第一土地区画整理事業58街区1画地ほか
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年1月29日
- 大規模小売店舗の概要

届出事項	概 要
小売業を行う者	氏名又は名称 株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

	住所	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,385㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	46台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	20台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	40㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	13.5㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後9時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

5 届出の日

令和8年5月28日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和8年10月26日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

1 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

F Dベイホールディング株式会社

名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地1

代表取締役 立石 寿雄

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大樹寺アオイプラザ

岡崎市大樹寺一丁目2番地2ほか7筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	F D ベイホールディングス株式会社	株式会社万代家具
氏名又は名称		
代表者の氏名	代表取締役 立石 寿雄	代表取締役社長 佐竹 康弘
住所	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地1	一宮市緑二丁目14番13号
その他小売業を行う者	6名（縦覧による）	6名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため。
- (6) 届出の日
令和8年5月26日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年10月26日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
代表取締役 大野 恵司
- イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
1名（縦覧による）

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール岡崎
岡崎市戸崎町字外山38番地5ほか36筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和8年2月9日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	イオンモール株式会社	変更前に同じ
氏名又は名称		
代表者の氏名	代表取締役 大野 恵司	同
住所	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	同
その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	1名（縦覧による）	1名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者の住所の変更のため。
- (6) 届出の日
令和8年5月27日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年10月26日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社スマイル・ネット・サービス
岡崎市戸崎町字越舞21番地3

- 代表取締役 牧 久
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドミー岡崎駅東店
岡崎市柱町字下辨当8番地3ほか7筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)ドミー岡崎駅東店 岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業61 街区1区画地、岡崎市柱曙1-2-24、2-25及び2-26	ドミー岡崎駅東店 岡崎市柱町字下辨当8番地3ほか7筆
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ドミー
	代表者の氏名	代表取締役 梶川 志郎
	住所	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1
	その他小売業を行う者	なし

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
店舗の名称及び所在地の確定並びに小売業者の代表者変更のため。
- (6) 届出の日
令和8年5月29日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年10月26日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 4(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドミー
岡崎市大平町字八ツ幡1番地1
代表取締役 竹之内栄生
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドミー稲熊店
岡崎市稲熊町字一丁目130番
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和7年11月19日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	株式会社ドミー
	代表者の氏名	代表取締役 梶川 勇次
	住所	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ドミー
	代表者の氏名	代表取締役 梶川 勇次
	住所	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1
	その他小売業を行う者	なし

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。

(6) 届出の日

令和8年5月29日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年10月26日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

5(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドミー

岡崎市大平町字八ツ幡1番地1

代表取締役 竹之内栄生

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドミー竜美丘店

岡崎市東明大寺町16番8

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和7年11月19日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者		
氏名又は名称	株式会社ドミー	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 梶川 勇次	代表取締役 竹之内栄生
住所	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1	変更前に同じ
その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者		
氏名又は名称	株式会社ドミー	同
代表者の氏名	代表取締役 梶川 勇次	代表取締役 竹之内栄生
住所	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1	変更前に同じ
その他小売業を行う者	なし	同

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。

(6) 届出の日

令和8年5月29日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年10月26日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

6(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドミー

岡崎市大平町字八ツ幡1番地1

代表取締役 竹之内栄生

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドミー丁田店

西尾市丁田町中ノ切53番

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和7年11月19日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	株式会社ドミー
	代表者の氏名	代表取締役 梶川 勇次
	住所	岡崎市大平町字ハツ幡1番地1
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ドミー
	代表者の氏名	代表取締役 梶川 勇次
	住所	岡崎市大平町字ハツ幡1番地1
	その他小売業を行う者	なし

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。

(6) 届出の日

令和8年5月29日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年10月26日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドミー

岡崎市大平町字ハツ幡1番地1

代表取締役 竹之内栄生

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドミー稲熊店

岡崎市稲熊町字一丁目130番

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和8年8月1日

(4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前10時（年間103日午前9時30分）
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後10時まで（年間103日午前9時15分から午後10時まで）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

お客様の利便性向上のため、開店時刻及び駐車場利用可能時間帯を変更する。

- (6) 届出の日
令和8年5月29日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年10月26日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社スマイル・ネット・サービス
岡崎市戸崎町字越舞21番地3
代表取締役 牧 久
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドミー岡崎駅東店
岡崎市柱町字下辨当8番地3ほか7筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和8年8月1日
- (4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前10時（年間103日午前9時30分）	午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時45分	変更前に同じ
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時まで（年間103日午前9時から午後10時まで）	午前8時30分から午後10時まで

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
お客様の利便性向上のため、開店時刻及び駐車場利用可能時間帯を変更する。
- (6) 届出の日
令和8年5月29日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年10月26日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドミー
岡崎市大平町字八ッ幡1番地1
代表取締役 竹之内栄生
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドミー竜美丘店
岡崎市東明大寺町16番8
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和8年8月1日
- (4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前10時（年間103日午前9時30分）	午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時45分	変更前に同じ
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時まで（年間103日午前9時から午後10時まで）	午前8時30分から午後10時まで

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
お客様の利便性向上のため、開店時刻及び駐車場利用可能時間帯を変更する。
- (6) 届出の日
令和8年5月29日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年10月26日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 4(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドミー
岡崎市大平町字ハツ幡1番地1
代表取締役 竹之内栄生
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドミー丁田店
西尾市丁田町中ノ切53番
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和8年8月1日
- (4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻 午前10時（年間103日午前9時30分）	午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻 午後9時45分	変更前に同じ
	来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時まで（年間103日午前9時から午後10時まで）	午前8時30分から午後10時まで

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
お客様の利便性向上のため、開店時刻及び駐車場利用可能時間帯を変更する。
- (6) 届出の日
令和8年5月29日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月26日（金）から令和8年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年10月26日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業 和地太田地区）の土地改良事業計画を変更したので、次のように変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 期間
令和8年6月29日から令和8年7月27日まで
- 2 場所
田原市役所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づき、日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理事業の施行地区について換地処分があった。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のように公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

認定番号	認定年月日	認定に係る公告認定対象区域		
		認定番号	認定年月日	対象区域
8尾建103-2	令和8.6.11	7尾建103-3	令和7.11.7	愛知郡東郷町白鳥四丁目1-1ほか103筆

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
7西建44-26	令和7.12.25	ミライテラス株式会社 代表取締役 川原 賢治	名古屋市東区白壁四丁目63-3	高浜市神明町六丁目5-30ほか4筆

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和8年6月26日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

中村高等学校始め34校LED照明賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。なお、賃貸借には、当該LED照明の設置及び保守を含みます。

(3) 賃貸借期間

令和9年3月1日（月）から令和19年2月28日（土）まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 設置場所

入札説明書で指定する場所とします。

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から当該業務の落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「11. リース・レンタル」のうち小分類「03. 機械器具」に登録されている者であること。

(4) 確認申請書の提出日から落札決定までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和8年6月26日（金）午前9時から令和8年8月4日（火）午後5時までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和8年8月5日（水）午前9時から午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和8年8月6日（木） 午前10時

愛知県教育委員会事務局管理部財務施設課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県教育委員会事務局管理部財務施設課整備第一グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2（郵便番号460-8534）

電話（052）954-6765

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を入札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び関係書類を令和8年6月26日（金）午前9時から令和8年7月29日（水）午後5時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに確認申請書及び関係書類を提出していない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: LED lighting for Nakamura High School and 33 other schools, 1 set

- (2) Bidding period: 9:00 a.m., August 5, 2026 - 5:00 p.m., August 5, 2026

- (3) Contact point for the notice: Financial Affairs and Facilities Division, Aichi Prefectural Board of Education
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8534 Japan
Tel. 052-954-6765